

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を番面周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				179	73	61	36	128	155	93	2	2	21	72
北海道	札幌市	学校教育推進課学務係	011-211-3851	○			○	○	○					http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syugakuenijo.html
北海道	函館市	教育委員会学校教育保健給食課	0138-21-3547	○	○		○	○	○				○	http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012300339/
北海道	小樽市	教育部学校教育課教育推進係	0134-32-4111 内線526				○	○	○					
北海道	旭川市	学校教育部 学務課 就学助成係	0166-26-9117	○	○	○	○	○	○					http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/
北海道	室蘭市	教育部学校教育課学務係	(0143)22-5055	○			○	○	○					http://www.city.muroran.jp/main/org9200/enzyo.html
北海道	釧路市	学校教育課 学校教育担当	0154-23-5186	○			○	○						http://www.city.kushiro.lg.jp/kyoiku/kyoiku/enjo/0001.html
北海道	帯広市	学校教育部 学校教育課	0155-65-4203	○		○	○	○	○				○	http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/gaxtukoukyoukubu/gakkoukyoukuka/a310301shugakuenijo.html
北海道	北見市	北見市教育委員会 学校教育部 学校教育課	0157-33-1748	○		○	○	○	○					http://www.city.kitami.lg.jp/docs/3405/
北海道	夕張市	教育委員会 教育課学校教育係	0123-52-3166		○		○	○						
北海道	岩見沢市	教育部学校教育課学校教育係	0126-35-5125	○	○		○	○						http://www2.city.iwamizawa.hokkaido.jp/kyoiku/osirase/enjo.html
北海道	網走市	網走市教育委員会 学校教育部 管理課 学務係	0152-44-6111(内線286)	○	○		○	○						https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/270kyoiku/010gakkoukyoiku/050syuugakuenjo/020syuugakuhoje.html
北海道	留萌市	教育委員会学校教育課学務係	0164-42-3006	○			○	○	○					http://www17.ocn.ne.jp/~rumoiky/
北海道	苫小牧市	学校教育課	0144-32-6742	○	○	○	○	○	○				○	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kyoiku/kyoiku/shochugakko/shugakuenioseido.html
北海道	稚内市	教育委員会学校教育課学校教育グループ	0162-23-6519	○			○	○	○					http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kyoiku/gakkoshugakushien/syugakutetsudokisien/syugakuenzyo.html
北海道	美瑛市	学務課学校教育グループ	0126-62-3146	○	○				○				○	www.city.bibai.hokkaido.jp/kyoikuHP/index.html
北海道	芦別市	教育委員会学務課学校教育係	0124-22-2641					○					○	
北海道	江別市	教育部学校教育支援室学校教育課学校教育係	011-381-1058	○	○		○	○	○					http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/
北海道	赤平市	学校教育課	0125-32-1822	○				○						http://www.city.akabira.hokkaido.jp/
北海道	紋別市	教育委員会学務課学務係	0158-24-2111(内線416)				○	○	○					
北海道	士別市	学校教育課	0165-23-3121(内線3204)	○		○	○	○	○					http://www.city.shibetsu.lg.jp/
北海道	名寄市	名寄市教育委員会学校教育課	01654-3-2111	○	○		○	○	○					http://www.city.navoro.lg.jp/www/contents/1329451290860/index.html
北海道	三笠市	学校教育課学校教育係	01627-2-2197	○	○	○								http://www.city.mikasa.hokkaido.jp/education/detail/00001169.html

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
北海道	根室市	教育委員会教育総務課	0153-23-6111			○	○	○		○	○				
北海道	千歳市	学校教育課学校教育係	0123-24-0839	○	○		○	○	○						http://www.city.chitose.hokkaido.jp/index.cfm/95.81493.169.906.html
北海道	滝川市	教育部・学校教育課	0125-28-8043	○	○	○	○	○	○				○		http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/260kyoiku/02gakkou/syugakuenjo.html
北海道	砂川市	教育委員会学務課学校教育係	0125-54-2121	○	○		○	○	○						http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/modules/pico1/index.php/content0259.html
北海道	歌志内市	歌志内市教育委員会学校教育グループ	0125-42-4223		○		○	○	○						
北海道	深川市	学務課学校教育係	0164-26-2332	○	○		○	○	○						http://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/gakumu/ik75k400000k4qh.html
北海道	富良野市	教育委員会 学校教育課学務係	0167-39-2320	○			○	○	○						http://www.city.furano.hokkaido.jp
北海道	登別市	学校教育グループ	0143-88-1162	○	○			○	○				○		http://www.noboribetsu.ed.jp/~iinkai/index.htm
北海道	恵庭市	教育部 教育総務課	0123-33-3131(内線 1612)	○	○	○		○	○						http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1370327639520/index.html
北海道	伊達市	教育部学校教育課学校教育係	0142-23-3331	○	○			○	○						http://www.city.date.hokkaido.jp/kyoiku/detail/00000492.html
北海道	北広島市	教育部学校教育課	011-372-3311 内線891	○	○		○	○			○				http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00006799.html
北海道	石狩市	生涯学習部学校教育課	(0133)72-3171	○	○	○	○	○							http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/life/gakkou03523.html#CONTENT1
北海道	北斗市	北斗市教育委員会学校教育課学校教育係	0138-74-2000											○	
北海道	当別町	教育委員会管理課学校教育係	0133-23-2689	○				○	○	○					http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/240.html
北海道	新篠津村	教育委員会 学校教育係	0126-57-2111(713)				○	○						○	
北海道	松前町	学校教育課	0139-42-3060					○	○						
北海道	福島町	学校教育課	0139-47-3675		○		○	○							
北海道	知内町	教育委員会学校教育係	01392-5-6855		○		○	○	○						
北海道	木古内町	教育委員会生涯学習課学校教育グループ	01392-2-2224					○	○						
北海道	七飯町	教育委員会学校教育課学校教育係	0138-66-2067		○				○	○					
北海道	鹿部町	生涯学習課	01372-7-3124					○	○	○					
北海道	森町	教育委員会学校教育課学校教育係	01374-3-3640	○	○	○	○	○	○						http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/edu/post_3.html
北海道	八雲町	学校教育課総務係	0137-63-3131	○	○				○						http://www.town.yakumo.lg.jp/
北海道	長万部町	教育委員会学校教育グループ	01377-2-2748				○	○	○						

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
北海道	江差町	学校教育課学校教育係	0139-52-1059	○		○		○	○							http://www.hokkaido-esashi.jp/education/2.htm#section5
北海道	上ノ国町	学校教育グループ	0139-55-2230				○	○								
北海道	厚沢部町	厚沢部町教育委員会事務局学校教育係	0139-64-3822				○									
北海道	乙部町	総務学校教育係	0139-62-2253	○			○	○								
北海道	奥尻町	教育委員会事務局 学校教育係	01397-2-3890					○	○							
北海道	今金町	今金町教育委員会	0137-82-3488	○			○	○								http://www.town.imakane.lg.jp/edu/cat229/post_15.html
北海道	せたな町	教育委員会事務局	0137-84-5111			○		○	○							
北海道	島牧村	学務管理係	0136-75-6273						○					○		
北海道	寿都町	教育委員会	0136-62-2100				○	○								
北海道	黒松内町	教育委員会	0136-72-3160				○	○								
北海道	蘭越町	学務課学校教育係	0136-57-5111				○	○	○							
北海道	二セコ町	二セコ町教育委員会 学校教育課	0136-44-2101				○	○								
北海道	真狩村	教育委員会 学校教育係	0136-45-3336											○		
北海道	留寿都村	留寿都村教育委員会 学校教育係	0136-46-3321	○			○	○	○							http://www.vill.rusutsu.lg.jp/
北海道	喜茂別町	学校教育係	0136-33-2203				○	○								
北海道	京極町	学務課 総務学校教育係	0136-42-2700		○		○	○	○							
北海道	倶知安町	学校教育課学校教育係	0136-56-8018				○	○	○							
北海道	共和町	管理課学校教育係	0135-73-2011(内線503)				○	○	○							
北海道	岩内町	教育委員会教育課	0135-62-0001	○		○	○	○	○							http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/?p=10171
北海道	泊村	管理課総務係	0135-75-2311				○	○								
北海道	神恵内村	教育委員会総務係	0135-76-5011					○								
北海道	積丹町	教育委員会	0135-44-2115				○	○	○							
北海道	古平町	教育委員会	0135-42-2590			○	○	○								
北海道	仁木町	教育委員会総務学校教育係	0135-32-3621											○		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
北海道	余市町	余市町教育委員会	0135-21-2138	○			○	○								http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/
北海道	赤井川村	教育委員会 学校教育係	0135-34-6211											○		
北海道	南幌町	生涯学習課 学校教育グループ	011-378-2121(268)		○		○	○								
北海道	奈井江町	教育委員会総務学校教育係	0125-65-5381		○		○	○								
北海道	上砂川町	教育委員会	0125-62-2011		○			○						○		
北海道	由仁町	教育課	0123-83-3904		○	○		○	○							
北海道	長沼町	学校教育課学務係	0123-88-2111	○			○	○	○							http://www.maoi-net.jp/
北海道	栗山町	学校教育グループ	0123-72-1117	○	○		○	○								http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2012052900038/
北海道	月形町	教育委員会学務係	0126-53-2376	○	○			○								http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/
北海道	浦臼町	教育委員会 学務係	0125-68-2166	○		○		○								http://www.town.urausu.hokkaido.jp/
北海道	新十津川町	教育委員会	0125-76-4233				○	○								
北海道	妹背牛町	教育課学校教育グループ	0164-32-2625		○		○	○								
北海道	秩父別町	教育委員会	0164-33-2555	○			○	○								http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/
北海道	雨竜町	教育委員会教育課	0125-77-2322				○	○								
北海道	北竜町	教育委員会総務学校教育係	0164-34-2553											○		
北海道	沼田町	沼田町教育委員会	0164-35-2132				○	○								
北海道	鷹栖町	教育課総務学校教育係	0166-87-2028				○	○								
北海道	東神楽町	教育推進課	0166-83-5406				○	○	○							
北海道	当麻町	教育委員会教育課学校教育係	0166-84-2111					○	○	○						
北海道	比布町	比布町教育委員会 生涯学習課	0166-85-2262				○	○								
北海道	愛別町	愛別町教育委員会 総務・学校教育係	01658-6-5111			○	○	○								
北海道	上川町	教育委員会学校教育グループ	01658-2-2371		○		○	○	○							
北海道	東川町	教育課	0166-82-2111				○	○	○							
北海道	美瑛町	教育委員会管理課学務係	0166-92-4342				○	○								

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
北海道	上富良野町	教育振興課学校教育班	0167-45-6899	○	○		○	○								http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/
北海道	中富良野町	教育委員会 教育課	0167-44-2204			○	○	○	○							
北海道	南富良野町	教育委員会 学校教育係	0167-52-2145			○	○	○								
北海道	占冠村	教育委員会学校教育担当	0167-56-2182				○	○	○							
北海道	和寒町	教育委員会庶務学校教育係	0165-32-2477	○			○	○								http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/school-board/school-education/NE6X9599KEE82UB2NE6X94AFLE838FB4E3811ABNE3811AAE381184NE3811A6/
北海道	剣淵町	教育委員会学校教育グループ	0165-34-2121	○									○			http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/education/education_cont2.php#03
北海道	下川町	教育課総務グループ	01655-4-2511				○	○								
北海道	美深町	教育委員会教育グループ学校教育係	01656-2-1744	○	○		○	○								http://www.town.bifuka.hokkaido.jp
北海道	音威子府村	教育委員会学校教育係	01656-5-3356				○									
北海道	中川町	中川町教育委員会	01656-7-2877			○	○	○								
北海道	幌加内町	学務課学校教育係	0165-35-2177				○	○								
北海道	増毛町	教育委員会 学校教育係	0164-53-2427						○							
北海道	小平町	管理課 学校教育係	0164-56-2111(内線255)	○		○		○	○							http://www.town.obira.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000245.html
北海道	苫前町	教育委員会管理課	0164-64-2384					○	○							
北海道	羽幌町	学校管理課学校教育係	0164-68-7010	○			○	○	○							http://www.town.haboro.lg.jp/kurashi/activity/school/syougakuennijo.html
北海道	初山別村	教育委員会学校教育係	0164-67-2136				○		○							
北海道	遠別町	教育委員会事務局 学校教育係	01632-7-2353				○	○	○				○			
北海道	天塩町	学校教育係	01632-2-1026				○	○	○							
北海道	猿払村	教育委員会	01635-2-3011		○					○						
北海道	浜頓別町	教育委員会総務学校係	01634-2-2525				○	○								
北海道	中頓別町	教育委員会教育グループ	01634-6-1111					○	○							
北海道	枝幸町	枝幸町教育委員会学校教育G	0163-62-1364				○	○								
北海道	豊富町	豊富町教育委員会	0162-82-1355				○		○							
北海道	礼文町	学校管理担当	0163-86-2119						○							

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
北海道	利尻町	管理係	0163-84-2445							○						
北海道	利尻富士町	企画管理係	0163-82-1370	○						○						http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/1242.htm
北海道	幌延町	教育委員会 総務学校グループ	01632-5-1117	○			○									http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/www4/section/edu/ie009f00000001v.html
北海道	美幌町	教育委員会 学校教育グループ 学校教育担当	0152-73-1111(内線305)		○		○	○	○							
北海道	津別町	生涯学習課	0152-76-2151	○			○	○	○							http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/02kurashi/50manabi/30syugakuenjo/
北海道	斜里町	斜里町教育委員会 生涯学習課 学校教育係	0152-23-3131	○	○		○	○								http://www.town.shari.hokkaido.jp/kyouikuinkai/catetemp2-2/2011-0805-1334-63-syugakuenniyo.html
北海道	清里町	生涯教育課	0152-25-2139	○	○	○		○	○				○			http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/
北海道	小清水町	生涯学習課学校教育係	0152-62-2310	○	○	○										http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/education/
北海道	訓子府町	教育委員会管理課	0157-47-2122		○				○							
北海道	置戸町	置戸町教育委員会学校教育課	0157-52-3316		○				○							
北海道	佐呂間町	教育委員会 管理課 学校教育係	01587-2-1294	○			○	○	○							kyoui@town.saroma.hokkaido.jp
北海道	遠軽町	教育部総務課	0158-42-2191						○							
北海道	湧別町	教育総務課	01586-5-3143		○				○					○		
北海道	滝上町	滝上町教育委員会生涯学習課総務学校教育係	0158-29-2111(内線261)	○			○	○	○							http://www.town.takinoue.hokkaido.jp
北海道	興部町	管理課総務学校係	0158-82-2552						○							
北海道	西興部村	教育委員会 学校教育係	0158-87-2501	○			○	○	○							http://www.vill.nishikoppe.hokkaido.jp/section/kyouiku/feeub0000002kie.html
北海道	雄武町	教育委員会教育振興課教育総務係	0158-84-4240				○	○								
北海道	大空町	生涯学習課 学校教育グループ	0152-66-2805	○		○	○	○	○							www.town.ozora.hokkaido.jp
北海道	豊浦町	教育委員会生涯学習課学校教育係	0142-83-3954				○	○	○							
北海道	壮瞥町	生涯学習課	0142-66-2131			○			○							
北海道	白老町	教育課 学校教育グループ	0144-85-2022	○		○	○	○	○							http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/
北海道	厚真町	厚真町教育委員会生涯学習課学校教育グループ	0145-27-2494	○	○				○							http://www.town.atsuma.lg.jp/
北海道	洞爺湖町	教育委員会	0142-74-3009				○	○								
北海道	安平町	教育委員会学校教育グループ	0145-25-2083				○	○								

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
北海道	むかわ町	生涯学習課学校教育グループ	0145-42-2484				○	○							
北海道	日高町	教育委員会管理課	01456-2-3721				○	○	○						
北海道	平取町	生涯学習課学校教育係	01457-2-2619				○	○	○						
北海道	新冠町	管理課管理グループ	0146-47-2547	○			○	○	○					http://www.niikappu.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/shogakukin.html	
北海道	浦河町	教育委員会管理課	0146-26-9020	○			○	○	○				○	http://www.town.urakawa.hokkaido.jp	
北海道	様似町	様似町教育委員会生涯学習課学校教育係	0146-36-2521			○				○					
北海道	えりも町	学校教育課学校教育係	01466-2-4627						○						
北海道	新ひだか町	教育部管理課	0146-48-0088			○		○	○						
北海道	音更町	教育部管理課学校教育係	0155-42-2111	○	○		○	○						http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/life/mainichi-seikatu/kodomo/syugaku-enjo.html	
北海道	士幌町	教育課	01564-5-4732		○		○	○							
北海道	上士幌町	上士幌町教育委員会総務・学校教育担当	01564-2-3014	○	○	○		○	○					http://www.kamishihoro.jp/page/00000125	
北海道	鹿追町	教育委員会	0156-66-2646						○						
北海道	新得町	教育委員会学校教育課総務係	0156-64-0531		○		○	○							
北海道	清水町	教育委員会 学校教育課	0156-62-5138				○	○							
北海道	芽室町	学校教育課学校教育係	0155-62-9729	○	○				○					http://www.memuro.net/gaido/15guide/15101.htm	
北海道	中札内村	中札内村教育委員会	0155-67-2929				○	○							
北海道	更別村	教育委員会	0155-52-3171				○	○							
北海道	大樹町	教育委員会学校教育課	01558-6-2130	○		○		○	○					http://www.town.taiki.hokkaido.jp/	
北海道	広尾町	教育委員会管理課学校教育係	01558-2-0186	○			○	○	○					http://www.town.hiroo.hokkaido.jp/choumin/kosodate/syugakuenjyo.html	
北海道	馬別町	学校教育課学校教育係	0155)54-2006	○	○		○	○	○					http://www.town.makubetsu.lj.jp/kyoiku/gakkyou/syoutyusugakkou/syugakuenio.html	
北海道	池田町	教育課学校教育係	015-572-5222		○	○			○						
北海道	豊頃町	教育課学校教育係	015(579)5801						○				○		
北海道	本別町	教育委員会管理課学校教育担当	0156-22-2331		○		○	○							
北海道	足寄町	教育総務室	0156-25-3188	○			○	○						http://town.ashoro.hokkaido.jp/ki/sch/ed2.html	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
北海道	釧路町	教育委員会管理担当	0156-27-2123				○	○	○						
北海道	浦幌町	教育委員会 学校教育係	015-576-2117	○	○		○	○	○						http://www.urahoro.jp/soshiki/shigoto/kyoikuinkai/gakkokyoiku/shugakuenzyoseido.html
北海道	釧路町	教育委員会教育部管理課学校教育係	0154-62-2215	○	○		○	○	○						http://www.town.kushiro.lg.jp
北海道	厚岸町	教育委員会管理課学校教育係	0153-52-3131(内線357)		○		○		○						
北海道	浜中町	教育委員会管理課学校教育係	0153-62-2383		○	○		○							
北海道	標茶町	管理課 学校教育係	015-485-2111(内線286)				○	○	○						
北海道	弟子屈町	管理課 学校教育係	015-482-2945	○	○			○	○				○		https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp
北海道	鶴居村	教育課	0154-64-2050				○	○	○						
北海道	白糠町	白糠町教育委員会管理課学校教育係	01547-2-2171				○	○							
北海道	別海町	教育委員会 学務課	0153-75-2111(内線3512)		○		○		○						
北海道	中標津町	学校教育課学務係	0153-73-3111(内線269)	○		○		○	○						http://www.nakashibetsu.jp/nakashibetsu.nsf/doc/gakuhi?OpenDocument
北海道	標津町	教育委員会管理課	0153-82-3110		○	○	○	○	○			○			
北海道	羅臼町	羅臼町教育委員会	0153-87-2129		○			○							

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他の場合の内容)	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率				基準根拠		目安額
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他					課税所得等の分類	基準額の時期	
	該当団体数	133	134	133	127	128	137	96	73	114	122	83	76	88	98	139	21	1	0	28							
北海道	札幌市	○	○	○		○			○					○	○						○	その他	その他	前年度	353.1	25%未満	
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○						○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	418	被災、保護者離職等教育委員会が特に援助が必要と認めるもの	35%未満
北海道	小樽市															○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	414		30%未満
北海道	旭川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	376	未婚、離職、病気等の理由により収入が大幅に減少し、平成26年中の世帯の総収入額が本市で定める計算方法で基準額以下となる場合(申請できる期間は7～11月)。	35%未満
北海道	室蘭市	○													○							1.2	給与収入(税引き前)	前年度	372		25%未満
北海道	釧路市														○							1.2	給与収入(税引き前)	前年度	415		35%未満
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	413		30%未満
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.29	その他	前年度	371		25%未満
北海道	夕張市														○							1.1	給与収入(税引き前)	前年度	336		20%未満
北海道	岩見沢市														○							1.29	給与収入(税引き前)	前年度	416		25%未満
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	312		25%未満
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	340		20%未満
北海道	苫小牧市														○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	350		20%未満
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	337	世帯厚生資金の貸付を受けた場合。	20%未満
北海道	美瑛市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.15	給与収入(税引き前)	前年度	382		30%未満
北海道	芦別市														○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	376		25%未満
北海道	江別市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	430		25%未満
北海道	赤平市					○									○							1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	350		35%未満
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	324		35%未満
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	348		30%未満
北海道	名寄市														○							1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	258		20%未満
北海道	三笠市														○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	350		25%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容		平成25年度準要保護・準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ		倍率	基準根拠	目安額					
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							課税所得等の分類	基準額の時期	
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	給与収入(税引き前)	前年度	378			20%未満		
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	334			20%未満		
北海道	滝川市																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	462			25%未満		
北海道	砂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	430			30%未満		
北海道	歌志内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	357	世帯更正資金の貸付			40%未満	
北海道	深川市																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	330			25%未満		
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	323			25%未満		
北海道	登別市																				1.2	給与収入(税引き前)	その他	276			25%未満		
北海道	恵庭市																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	404			25%未満		
北海道	伊達市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	280			20%未満		
北海道	北広島市																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	411			25%未満		
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	その他	前年度	394			35%未満		
北海道	北斗市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	400			20%未満		
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	319			20%未満		
北海道	新篠津村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	306			10%未満		
北海道	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	給与収入(税引き前)	その他	250			25%未満		
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	257			35%未満		
北海道	知内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	300			10%未満		
北海道	木古内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	217			15%未満		
北海道	七飯町																				1.3	課税所得	前年度	258			20%未満		
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	289	学校長や担当民生児童委員の意見等を聞いて、判断の材料とする。			10%未満	
北海道	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	269			20%未満		
北海道	八雲町																									平成25年8月以前の認定基準を参考に認定基準額表を作成し、前年の収入がその認定基準額の1.1倍以下。			10%未満
北海道	長万部町																				1.1	給与収入(税引き前)	前年度	307			15%未満		

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	
北海道	江差町															○					1.1	給与収入(税引き前)	前年度	260		25%未満		
北海道	上ノ国町															○						1.1	給与収入(税引き前)	前年度	258		25%未満	
北海道	厚沢部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	298		15%未満	
北海道	乙部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	前年度	228		25%未満	
北海道	奥尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	330		15%未満	
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1	課税所得	前年度	143		20%未満	
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満	
北海道	島牧村															○						1.35	給与収入(税引き前)	前々年度	356		25%未満	
北海道	寿都町															○						1.05	給与収入(税引き前)	前年度	201		15%未満	
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○							準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用 目安額:236万円(給食費の改定によりH25より増)	10%未満
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	295		20%未満	
北海道	ニセコ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											20%未満	
北海道	真狩村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					倍率1.30倍 基準根拠 課税所得 前年度 目安額(年額)317万円	10%未満	
北海道	留寿都村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.3倍未満	20%未満	
北海道	喜茂別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満	
北海道	京極町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	330		15%未満	
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前々年度	230		20%未満	
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	178		10%未満	
北海道	岩内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	322		30%未満	
北海道	泊村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	274		10%未満	
北海道	神恵内村															○						1.3	課税所得	前年度	145		15%未満	
北海道	積丹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											20%未満	
北海道	古平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	296		40%未満	
北海道	仁木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1.1	給与収入(税引き前)	前年度	270	その他経済的理由により困っている。	20%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				基準額	基準額の	目安額
北海道	余市町	○	○	○	○	○			○					○	○						1.1	給与収入(税引き前)	前年度	275	35%未満	
北海道	赤井川村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.2	給与収入(税引き前)	前年度	271	10%未満	
北海道	南幌町		○	○	○	○	○	○	○					○	○						1.3	その他	当該年度	346.7	25%未満	
北海道	奈井江町														○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	335	25%未満	
北海道	上砂川町														○						1.3	給与収入(税引き前)	その他	349	45%未満	
北海道	由仁町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	250	15%未満	
北海道	長沼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	その他	前々年度	490	20%未満	
北海道	栗山町	○	○	○	○	○			○						○						1.3	課税所得	前年度	394	25%未満	
北海道	月形町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	その他	前年度	326	15%未満	
北海道	浦臼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	360	30%未満	
北海道	新十津川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	328	20%未満	
北海道	妹背牛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	290	15%未満	
北海道	秩父別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							給与収入(税引き前)	前年度	380	20%未満	
北海道	雨竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	213	5%未満	
北海道	北竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.25	課税所得	前年度	298	10%未満	
北海道	沼田町																				1.2	課税所得	前年度	280	20%未満	
北海道	鷹栖町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	360	20%未満	
北海道	東神楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	323	15%未満	
北海道	当麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入(税引き前)	前年度	294	15%未満	
北海道	比布町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	252	25%未満	
北海道	愛別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○				15%未満	
北海道	上川町																				○				生保基準に前年分の所得税額、地方税額及び社会保険料を加えた額(需要額)とし、前年分の収入額が需要額に満たない者を対象とする。	20%未満
北海道	東川町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					
北海道	美瑛町														○						1.2	課税所得	前々年度	329	10%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	倍率	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額
北海道	上富良野町																				給与収入(税引き前)	前年度	296	15%未満		
北海道	中富良野町	○																			1.3 課税所得	前年度	308	15%未満		
北海道	南富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 給与収入(税引き前)	前年度	245	15%未満		
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 給与収入(税引き前)	前年度	317	15%未満		
北海道	和寒町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	前年度	320	15%未満		
北海道	剣淵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	前年度	255	教育長が特別に認めたもの	10%未満	
北海道	下川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 その他	前年度	216	15%未満		
北海道	美深町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 給与収入(税引き前)	前年度	307	10%未満		
北海道	音威子府村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 給与収入(税引き前)	前年度	394	0%未満		
北海道	中川町		○																		1.3 課税所得	前年度	288	0%未満		
北海道	幌加内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	前年度	241	15%未満		
北海道	増毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 給与収入(税引き前)	前々年度	239	10%未満		
北海道	小平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	当該年度	314	小平町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が特に援助を必要と認める者	10%未満	
北海道	苫前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 給与収入(税引き前)	当該年度	289	15%未満		
北海道	羽幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 課税所得	その他	224	活が困難している場合は、民生委員の意見に基づき、「教育長が特に認める場合」として認定する。	20%未満	
北海道	初山別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 給与収入(税引き前)	前年度	223	民生児童委員による生活困窮状況の意見を参照。	15%未満	
北海道	遠別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					15%未満	
北海道	天塩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	当該年度	216	20%未満		
北海道	猿払村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者。	5%未満
北海道	浜頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 給与収入(税引き前)	前年度	287	20%未満		
北海道	中頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1 課税所得	前年度	250	0%未満		
北海道	枝幸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3 課税所得	前年度	330	15%未満		
北海道	豊富町																				1.3 給与収入(税引き前)	前年度	260	20%未満		
北海道	礼文町																				○				前年の所得が生活保護基準額表(3級地-2)を下回っている世帯	5%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率				目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの					その他	課税所得等の分類
北海道	利尻町	○	○	○	○	○			○	○				○		○				○	1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	246	*保護者(または家族)の失業、*その他、本人から経済的理由により生活が困窮していると申出があるとき、*学校が児童生徒の生活状況や家庭の諸事情の調査等により、準要保護が必要と認めるとき	10%未満
北海道	利尻富士町	○	○					○							○					○	1.4	給与収入(税引き前)	当該年度	350	*勤務先の倒産等により著しく収入が悪化された方、*長期病氣後遺・災害・事故等により、生活が困窮している方	5%未満
北海道	幌延町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	前々年度	304		10%未満
北海道	美幌町	○	○							○	○				○	○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	343		20%未満
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入(税引き前)	前年度	310		15%未満
北海道	斜里町																				1.3	その他	当該年度	309		15%未満
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					その他、教育委員会が就学援助の必要があると認める者	10%未満
北海道	小清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							15%未満
北海道	訓子府町														○						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	350		15%未満
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	前々年度	263		10%未満
北海道	佐呂間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	課税所得	前年度	228		10%未満
北海道	遠軽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	給与収入(税引き前)	当該年度	350		15%未満
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	348	①生活状態が悪く、民生委員の世帯等により把握されているもの。 ②湧別町教育委員会が特に必要と認めた者。	10%未満
北海道	滝上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2	給与収入(税引き前)	前年度	344		20%未満
北海道	興部町																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	360		15%未満
北海道	西興部村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2	課税所得	前年度	250		20%未満
北海道	雄武町														○						1.2	給与収入(税引き前)	当該年度	295		10%未満
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2	課税所得	前年度	284		15%未満
北海道	豊浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	322		20%未満
北海道	辻管町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	給与収入(税引き前)	前年度	280		30%未満
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	課税所得	その他	301		30%未満
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	課税所得	当該年度	243		15%未満
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	給与収入(税引き前)	前年度	332		25%未満
北海道	安平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	前年度	240		15%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	目安額					
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準根拠	基準額の時期			
北海道	むかわ町															○						1.3	課税所得	前年度	304		15%未満		
北海道	日高町																	○										15%未満	
北海道	平取町	○	○	○		○	○			○	○												1.4	課税所得	前年度	424		15%未満	
北海道	新冠町	○		○						○	○												1.3	課税所得	前々年度	360		20%未満	
北海道	浦河町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	課税所得 給与収入(税引き前)	前年度	363		30%未満	
北海道	様似町	○	○	○		○	○			○	○										○							ア～セに該当していない世帯で、生活保護基準に達している世帯(平成25年8月以前の基準額を使用)	15%未満
北海道	えりも町	○	○	○		○	○			○	○										○							概ね、前年の収入300万円未満の世帯 ※家庭内事情を考慮	10%未満
北海道	新ひだか町															○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	247		25%未満	
北海道	音更町	○	○	○		○	○			○	○												1.25	給与収入(税引き前)	前年度	456.9		25%未満	
北海道	士幌町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	給与収入(税引き前)	前年度	334.6		15%未満	
北海道	上士幌町	○	○	○		○	○			○	○						○						1.3	課税所得	前年度	307		15%未満	
北海道	鹿追町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	給与収入(税引き前)	前年度	320		15%未満	
北海道	新得町	○	○	○		○	○			○	○							○					1.3	課税所得	前年度	330		20%未満	
北海道	清水町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	課税所得	前年度	350		20%未満	
北海道	芽室町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	給与収入(税引き前)	前々年度	420		20%未満	
北海道	中札内村		○	○		○	○			○	○												1.3	課税所得	前々年度	330		10%未満	
北海道	更別村	○	○	○		○	○			○	○												1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	371		5%未満	
北海道	大樹町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	給与収入(税引き前)	前年度	320		20%未満	
北海道	広尾町	○	○	○		○	○			○	○										○		1.5	給与収入(税引き前)	前年度	268.9		20%未満	
北海道	幕別町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	給与収入(税引き前)	その他	349		25%未満	
北海道	池田町																○						1.5	給与収入(税引き前)	前年度	366		25%未満	
北海道	豊頃町		○	○		○	○			○	○										○		1.3	給与収入(税引き前)	前年度	237		保護者の失業、勤務先の倒産または賃金不払い等の理由により経済的に困っている者。 10%未満	
北海道	本別町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	課税所得	前年度	320		20%未満	
北海道	足寄町	○	○	○		○	○			○	○												1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	334		20%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ				ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いられる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの				市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他			
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得 給与収入 (税引き 前)	前々年度	342		10%未満
北海道	浦幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	前年度	324	生活保護の基準額に一定の係数をかけたものとして、生活保護基準の改正の影響が及ばないようにするため、「需要額の算定に用いる標準労働力率」が定められる基準は、当分の間、平成26年1月1日現在の標準労働力率を用いるものとする。」という要件としている。	10%未満	
北海道	釧路町	○	○	○																○	1.2	給与収入 (税引き 前)	前年度	406	長期療養の必要な病気等により就労が困難又は突発的な事故、天災等により生活が困難している者	35%未満
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	322		20%未満
北海道	浜中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	350		15%未満
北海道	標茶町	○	○	○																	1.3	課税所得	前年度	394		20%未満
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	330		35%未満
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得 給与収入 (税引き 前)	前年度	295		20%未満
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	給与収入 (税引き 前)	前年度	340		25%未満
北海道	別海町																				1.3	給与収入 (税引き 前)	前年度	246		10%未満
北海道	中標津町																				1.3	給与収入 (税引き 前)	前年度	367		20%未満
北海道	標津町		○	○	○																1.5	給与収入 (税引き 前)	前年度	380		15%未満
北海道	羅臼町	○																			1.5	給与収入 (税引き 前)	前年度	290		15%未満

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																					
		問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
①都道府県	②市町村名	該当団体数	20	10	76	0	33	20	0	2	6	12	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	札幌市			○																			
北海道	函館市			○																			
北海道	小樽市																						
北海道	旭川市																						
北海道	室蘭市			○																			
北海道	釧路市			○																			
北海道	帯広市																						
北海道	北見市			○																			
北海道	夕張市					○																	
北海道	岩見沢市			○																			
北海道	網走市			○																			
北海道	留萌市			○																			
北海道	苫小牧市			○																			
北海道	稚内市			○																			
北海道	美幌市			○																			
北海道	芦別市					○																	
北海道	江別市			○																			
北海道	赤平市	○				○					○												
北海道	紋別市					○																	
北海道	士別市			○																			
北海道	名寄市					○																	
北海道	三笠市					○																	

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																			
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	A. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	A. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
北海道	根室市			○																	
北海道	千歳市					○															
北海道	滝川市			○																	
北海道	砂川市					○															
北海道	歌志内市			○																	
北海道	深川市					○															
北海道	富良野市																				
北海道	登別市	○							○												
北海道	恵庭市			○																	
北海道	伊達市			○																	
北海道	北広島市			○																	
北海道	石狩市																				
北海道	北斗市			○																	
北海道	当別町					○															
北海道	新篠津村					○															
北海道	松前町	○							○												
北海道	福島町					○															
北海道	知内町			○																	
北海道	木古内町			○																	
北海道	七飯町																				
北海道	鹿部町	○							○												
北海道	森町																				
北海道	八雲町																				
北海道	長万部町					○															

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか				問A-2			問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
北海道	江差町					○																	
北海道	上ノ国町																						
北海道	厚沢部町			○																			
北海道	乙部町			○																			
北海道	奥尻町			○																			
北海道	今金町			○																			
北海道	せたな町																						
北海道	島牧村																						
北海道	寿都町			○																			
北海道	黒松内町																						
北海道	蘭越町	○					○			○													
北海道	ニセコ町																						
北海道	真狩村																						
北海道	留寿都村																						
北海道	喜茂別町																						
北海道	京極町			○																			
北海道	倶知安町			○																			
北海道	共和町	○					○			○													
北海道	岩内町					○																	
北海道	泊村			○																			
北海道	神恵内村			○																			
北海道	積丹町																						
北海道	古平町					○																	
北海道	仁木町	○					○			○													

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	イ. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他			
北海道	余市町			○																						
北海道	赤井川村			○																						
北海道	南幌町	○					○				○															
北海道	奈井江町							○																		
北海道	上砂川町	○					○				○															
北海道	由仁町							○																		
北海道	長沼町			○																						
北海道	栗山町	○					○							○												
北海道	月形町		○																							
北海道	浦臼町		○																							
北海道	新十津川町							○																		
北海道	妹背牛町			○																						
北海道	秩父別町																									
北海道	雨竜町																									
北海道	北竜町			○																						
北海道	沼田町						○																			
北海道	鹿橋町			○																						
北海道	東神楽町			○																						
北海道	当麻町			○																						
北海道	比布町			○																						
北海道	愛別町			○																						
北海道	上川町																									
北海道	東川町																									
北海道	美瑛町			○																						

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
北海道	上富良野町					○																
北海道	中富良野町		○																			
北海道	南富良野町			○																		
北海道	占冠村			○																		
北海道	和寒町					○																
北海道	剣淵町			○																		
北海道	下川町			○																		
北海道	美深町			○																		
北海道	音威子府村			○																		
北海道	中川町																					
北海道	幌加内町			○																		
北海道	増毛町			○																		
北海道	小平町	○					○			○												
北海道	苫前町	○					○		○													
北海道	羽幌町			○																		
北海道	初山別村																					
北海道	遠別町																					
北海道	天塩町					○																
北海道	猿払村																					
北海道	浜頓別町			○																		
北海道	中頓別町		○																			
北海道	枝幸町																					
北海道	豊富町			○																		
北海道	礼文町																					

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の基準に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他						
北海道	利尻町																											
北海道	利尻富士町			○																								
北海道	幌延町			○																								
北海道	美幌町					○																						
北海道	津別町					○																						
北海道	斜里町	○					○				○	○																
北海道	清里町																											
北海道	小清水町																											
北海道	網走市	○					○				○			○														
北海道	置戸町			○																								
北海道	佐呂間町			○																								
北海道	遠軽町	○					○			○				○														
北海道	湧別町		○																									
北海道	滝上町					○																						
北海道	興部町					○																						
北海道	西興部村			○																								
北海道	雄武町	○					○					○																
北海道	大空町			○																								
北海道	豊浦町					○																						
北海道	社管町			○																								
北海道	白老町	○					○					○																
北海道	厚真町	○					○					○																
北海道	洞爺湖町					○																						
北海道	安平町		○																									

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																						
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
		北海道	むかわ町			○																		
北海道	日高町																							
北海道	平取町																							
北海道	新冠町			○																				
北海道	浦河町			○																				
北海道	様似町																							
北海道	えりも町																							
北海道	新ひだか町			○																				
北海道	音更町			○																				
北海道	士幌町			○																				
北海道	上士幌町																							
北海道	鹿追町			○																				
北海道	新得町																							
北海道	清水町						○																	
北海道	芽室町			○																				
北海道	中札内村						○																	
北海道	更別村	○					○				○													
北海道	大樹町			○																				
北海道	広尾町						○																	
北海道	轟別町						○																	
北海道	池田町																							
北海道	豊頃町			○																				
北海道	本別町																							
北海道	足寄町	○					○				○													

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
		北海道	陸別町			○																	
北海道	浦幌町			○																			
北海道	釧路町			○																			
北海道	厚岸町			○																			
北海道	浜中町																						
北海道	標茶町		○																				
北海道	弟子屈町																						
北海道	鶴居村					○																	
北海道	白糠町			○																			
北海道	別海町			○																			
北海道	中標津町			○																			
北海道	標津町		○																				
北海道	羅臼町			○																			

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																		問C 補足事項等					
		問B-1 認定基準額を下げたか						問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)						問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他			ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会での状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業		キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
	該当団体数	0	6	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北海道	札幌市																								札幌市就学援助審議会条例に基づき審議会を設置し、いたした各町を教育委員会にて提出し認定基準額等を決定する予定。
北海道	函館市																								
北海道	小樽市			○																					
北海道	旭川市			○																					
北海道	室蘭市																								
北海道	釧路市																								
北海道	帯広市			○																					
北海道	北見市																								
北海道	夕張市																								基準額の時期を変更
北海道	岩見沢市																								
北海道	網走市																								
北海道	留萌市																								
北海道	苫小牧市																								
北海道	稚内市																								※生活保護基準に一定の係数を掛けたものについては、前年の4月1日現在の基準を用いているが、平成25年度については適用しない。 ※平成25年度より、県内市町教育委員会を開設し、基準額を市町について半年分の就学援助額を決定し、県内に委託業務を一層推進する計画がある。
北海道	美瑛市																								
北海道	虻川市																								基準額の時期を変更
北海道	江別市																								
北海道	赤平市																								
北海道	紋別市																								基準額の時期を変更(25年8月以前の生保基準を使用)
北海道	士別市																								
北海道	名寄市																								基準額の時期を変更
北海道	三笠市																								基準額の時期を変更

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
北海道	根室市																						
北海道	千歳市																						基準額の時期を変更
北海道	滝川市																						
北海道	砂川市																						基準額の時期を変更
北海道	歌志内市																						
北海道	深川市																						基準額の時期を変更
北海道	富良野市		○																				
北海道	登別市																						
北海道	東海市																						
北海道	伊達市																						
北海道	北広島市																						
北海道	石狩市		○																				
北海道	北斗市																						
北海道	当別町																						基準額の時期を変更
北海道	新穂津村																						
北海道	松前町																						
北海道	福島町																						生活保護基準額に係数(1.3倍)を乗じる認定方法は、平成26年度より運用している。(H26～新たな基準を作成し認定している。)(1世帯1人増加)
北海道	知内町																						
北海道	木古内町																						
北海道	七飯町																						
北海道	熊部町																						
北海道	森町																						
北海道	八雲町																						平成20年度より、平成25年度の基準額を参考に新たに基準額を作成し、認定した。(改正前の基準額を新基準として使用している。)
北海道	長万部町																						基準額の時期を変更

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他		
北海道	江差町																						基準額の時期を変更	
北海道	上ノ国町		○																					
北海道	厚沢部町																							
北海道	乙部町																							
北海道	奥尻町																							認定の際は基準額を参考とすると共に教育委員会において家庭事情を考慮し認定している。
北海道	今金町																							
北海道	せたな町																							
北海道	島牧村			○																				
北海道	寿都町																							
北海道	黒松内町																							
北海道	蘭越町																							
北海道	ニセコ町																							
北海道	真狩村																							事業保護の認定については、申請者の該当となる民生委員の方に、生活状況等のご意見をいただき、教育委員会での決定の際に参考としている。
北海道	留寿都村																							
北海道	喜茂別町																							
北海道	京極町																							
北海道	倶知安町																							他の事業としては、幼稚園等に課する医療費助成により、幼稚園へ通う児童の負担を軽減している。 また、高等学校に通う生徒に対し、奨学金制度を設け、受給者の負担を軽減している。
北海道	共和町																							
北海道	岩内町																							
北海道	泊村																							
北海道	神恵内村																							
北海道	積丹町																							
北海道	古平町																							生活扶助費の態様について見直した
北海道	仁木町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年8月以前に認定された世帯等については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援	ケ その他	
北海道	余市町																						
北海道	赤井川村																						
北海道	南幌町																						
北海道	奈井江町																						基準額の時期を変更
北海道	上砂川町																						
北海道	由仁町																						基準額の時期を変更
北海道	長沼町																						
北海道	栗山町																						生活保護基準額の第1類・第2類を利用するが、減率を使用せずに計算しているため影響は出ない。
北海道	月形町																						
北海道	浦臼町																						
北海道	新十津川町																						基準額の時期を変更
北海道	妹背牛町																						
北海道	秩父別町																						
北海道	雨竜町		○																				
北海道	北竜町																						
北海道	沼田町																						基準額の時期を変更 ・認定の際には地域の民生委員の意見聴取を行い、生活実態の把握に努めている。
北海道	産橋町																						
北海道	東神楽町																						
北海道	当麻町																						
北海道	比布町																						
北海道	愛別町																						
北海道	上川町																						
北海道	東川町																						・小学校等専用に中学校で使用する英語辞書及びテキストを贈呈 ・小学生 通学給食補助 中学生 通学給食補助 高校給食補助 給食費補助 ・小学生まで医療費負担
北海道	美瑛町																						平成26年度に生活保護基準の教育給付費中の保護となる教材費及び給食費の補助料 補助料の算定を行って以来、平成27年度認定基準額が令和2年度認定基準額に引き 上げられました。

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等																				
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2			問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)																							
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SW」の活用)	イ SSW以外の外部人材		ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他													
北海道	上富良野町																													基準額の時期を変更						
北海道	中富良野町																																			
北海道	南富良野町																																			
北海道	占冠村																																			
北海道	和寒町																														基準額の時期を変更					
北海道	剣淵町																														<small> 1. 実施している。 2. 予定している。 ○ 児童福祉法第41条の3第1項に基づき、児童福祉法第41条第1項第2号のイに該当する児童生徒のいる世帯に限り、25年度は半額 *生活保護制度の趣旨 </small>					
北海道	下川町																																			
北海道	美深町																																			
北海道	音威子府村																																			
北海道	中川町																																			
北海道	幌加内町																																			
北海道	増毛町																																			
北海道	小平町																																			
北海道	苫前町																																			
北海道	羽幌町																																			
北海道	初山別村																																			
北海道	遠別町																																			
北海道	天塩町																																			
北海道	猿払村																																			
北海道	浜頓別町																																			
北海道	中頓別町																																			
北海道	枝幸町																																			
北海道	豊富町																																			
北海道	札文町																																			

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																	問C 補正事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		下げた	下げた ない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴 う影響が出ないよ う「対応を行って いる」	生活扶助 基準の見直しに伴 う影響が出ないよ う「対応を行って いない」	ア 他 認定基準に該当す るかを確 認	イ 学校 や教育委員会で家 計等の状 況を個別 判断	ウ 25年 度に対象 であった 世帯等に ついて は、25年8 月以前の 基準を踏 まえて認 定	エ 特別 ある世帯 については、別の 生活保護 基準額に 一定の係 数を掛け た基準額 を用いて 認定	オ 其 他	ア スク ールソ シャル ワーカー (以下「S SW」)の活 用	イ SSW 以外の外 部人材	ウ 貧困 対策に關 する資質 向上のた めの教職 員研修	エ 福祉 担当部局 等と連携 した取組	オ 福祉 担当部局 と連携し た学習支 援などの 貧困対策 事業の実 施		カ 就学 援助以外 の義務教 育段階の 保護者の 教育費負 担軽減事 業	キ 子供 医療費助 成制度	ク 対象 者への手 厚い支援	ケ 其 他		
北海道	利尻町			○																					
北海道	利尻富士町																								今年度、制度の変更は行っていないが、影響はなかった。今後、以前は認定対象だったものが、認定外にならないように配慮していく。
北海道	幌延町																								
北海道	美幌町																								平成25年4月1日を基準日としているため影響なし。
北海道	津別町																								基準額の時期を変更(当面の間、平成25年8月以前の基準を適用して認定する)
北海道	斜里町																								
北海道	清里町																								
北海道	小清水町																								
北海道	訓子府町																								認定は対象となっていたが、新基準の計算で不認定となった場合は、経過措置として、世帯収入が生活保護法による最低生活費認定額の1.4倍以下であれば教育委員会に諮り、認定の可否を決定することとする。
北海道	置戸町																								
北海道	佐呂間町																								
北海道	遠軽町																								25年度の認定者で26年度の間の基準の減額により、不認定となる場合は、26年度については25年度の基準により算出する。
北海道	湧別町																								
北海道	滝上町																								基準額の時期を変更
北海道	興部町																								基準額の時期を変更
北海道	西興部村																								
北海道	雄武町																								
北海道	大空町																								臨時では、単身保護認定基準の収入が「単身世帯所得が前年度の生活保護費(年額)に1.4倍超えて申請年度において1.2倍を超え、申請年度の収入が申請年度認定年度より、世帯委員会で承認しを引に算出されています。また、世帯委員会で承認申請の際、生活が困難している状態による申請については、申請年度からの、制度の緩和が認められています。
北海道	豊浦町																								福祉委員会は、保護基準の変更による認定基準の変更がないため、特別の措置をとる必要はないが、今後、そのような変更が発生した場合は、申請や協議を行い、認定基準額の引上げについて検討するに当たっての認定基準額。
北海道	壮瞥町																								
北海道	白老町																								
北海道	厚真町																								
北海道	洞爺湖町																								認定に際し、基準額を生活扶助基準見直し以前のものに設定した。(基準額の時期を変更)
北海道	安平町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SW」)の活用		イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援
北海道	むかわ町																					
北海道	日高町																					
北海道	平取町			○																		
北海道	新冠町																					
北海道	浦河町																					
北海道	様似町																					
北海道	えりも町																					
北海道	新ひだか町																					
北海道	音更町																					
北海道	士幌町																					
北海道	上士幌町		○																			
北海道	鹿追町																					
北海道	新得町			○																		
北海道	清水町																					*基準額の時期を変更 *生活保護基準額が見直しされたという場合は、最終額の生活を行うまでの基準額の見直しであり、この基準に基づいて生活保護額を判断することは、現時点で考慮している。
北海道	芽室町																					
北海道	中札内村																					*基準額の時期を変更
北海道	更別村																					
北海道	大樹町																					
北海道	広尾町																					基準額の時期を変更
北海道	幕別町																					基準額の時期を変更(平成25年4月1日現在)
北海道	池田町			○																		
北海道	豊頃町																					
北海道	本別町			○																		
北海道	足寄町																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
北海道	陸別町																						
北海道	浦幌町																						
北海道	釧路町																						
北海道	厚岸町																						
北海道	浜中町			○																			
北海道	標茶町																						○ 教育費削減対策…教材費の助成(生1人1万円)給付額増額と教育の充実を図る 小 給付額 3,000円/人 給付率 400円/人/年 ○ 遠距離通学児童・生徒への通学費の助成 小 給付額 400円/年 給付率 400円/年 1人あたり11,000円
北海道	弟子屈町		○																				
北海道	鶴居村																						基準額の時期を変更
北海道	白糠町																						
北海道	別海町																						
北海道	中標津町																						
北海道	標津町																						
北海道	標白町																						